

北九州市自治基本条例に基づく 市政運営の評価検討委員会

答 申

令和 6 年11月

北九州市自治基本条例に基づく
市政運営の評価検討委員会

目 次

はじめに	1
1 評価方法等	2
2 審議経過	2
3 条例の規定に基づく北九州市の取組み等について	3
4 評価等について	9
5 まとめ	12
資料	13

はじめに

北九州市は、地方自治の本旨にのっとり、市民の意思に基づく自立した市政運営を確立するとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」(以下「条例」という。)を制定(平成22年10月1日施行)した。

この条例は、市民を主体とした自治(以下「市民自治」という。)の確立を目的とし、本市における自治の基本理念や基本原則、自治の主体である市民、議会、市長(行政)のそれぞれが自治において果たすべき役割や市政運営の原則、自治の基礎的な単位であるコミュニティの活動のあり方等について規定している。

また、この条例について必要な見直しを検討する機関を設置し、市政が条例の趣旨に沿っているかどうかを評価するとともに、施行の日から5年を超えない期間ごとに検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。

この規定に基づき「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」(以下「委員会」という)が設置され、平成26年及び令和元年に答申を取りまとめた。

今回、さらに5年が経過したため、改めて委員会において審議することとなった。

本委員会は、学識経験者、自治会、NPO 法人、公募委員など8名により構成され、令和6年6月以降、計4回会議を開催し、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議を行った。

特に、市民自治を確立する上で、重要な論点である「市民参画」、「情報共有」、「コミュニティ」について重点的に議論を行った。

この答申が、今後の北九州市における市民自治にとっての確立に向け、有意義なものとなることを期待する。

令和6年11月7日

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 委員長
森 裕亮

1 評価方法等

評価にあたっては、条例の趣旨、内容等について、委員会で改めて確認した後、条例の規定に基づく市の取組全般について、それが条例の趣旨に沿って行われているか、すなわち、市民自治の確立に寄与するものとなっているかどうかを事業等の実績や成果等から検証し、課題がある場合は、見直しの方向性を示すこととした。特に、市民自治の推進において核となる「市民参画」、「情報共有」、「コミュニティ」について集中的に議論した。

また、市民自治の確立のために、北九州市が行っている様々な取組みを市民がどのように受け止めているのか、市民の主体的な行動に結びついているかということも評価の観点として考慮する必要があるため、市民意識調査等の結果も踏まえた上で、評価を行った。

2 審議経過

本委員会における審議の経過は、以下のとおりである。

回	日程	議事
第1回	令和6年6月20日	○委員会の趣旨、スケジュール確認
第2回	令和6年7月12日	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議(市民参画、情報共有、コミュニティを中心に審議)
第3回	令和6年10月11日	○答申(案)の検討
第4回	令和6年11月7日	○答申(案)の検討・承認

3 条例の規定に基づく北九州市の取組み等について

条例の規定に基づく北九州市の取組、及び関連する市民意識調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 市民参画

「第19条(附属機関の委員等の選任)」 「第23条(パブリックコメント手続き)」

「第20条(苦情等へ対応するための仕組み)」 「第24条(市民の意見及び提案)」

「第22条(市民参画の制度の整備)」

社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観や行政ニーズが多様化する時代にあっては、これまで以上に、市政に対する市民の意見や提案をきめ細かく把握し、適切に市政に反映させていく必要がある。

このため、北九州市は、様々な市民参画の制度を準備し、市民の多様な意見等を聞いているが、市民意識調査によれば、約7割の市民が市政に関心を持っている一方で、市民参画の機会の多さについて、「分からない」と回答した人が5割弱と最も多くなっている。

<市民参画の主な取組>

区分	取組内容	概要
個人形式	市民のこえ	本庁舎の広聴課、各区役所の広聴担当課及び出張所において、市民等からの意見を聴取。また、ホームページでの専用フォーム(市民のこえ)や、電話や来訪、メールなどで寄せられる、市民からの意見などを受け付け、必要に応じ回答。
	かなえるポスト	高校生までの子どもから北九州市に対して、「かなえたいこと」を伝えるポストを設置して提案を募集し、その提案を検討・実施する仕組み。
集会形式	出前講演	市が重点的に取り組む政策や施策等について、市民グループや団体からの要望に応じて、市の幹部職員等が講演を実施。
	市民意識調査	18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)を対象に、市政に対する意識等を調査し、市政運営の参考としている。あわせてテーマを設定して行う「特定テーマ調査」を実施している。

調査形式	市政モニター	毎年18歳以上の市民を対象に市政モニターを約 150 名公募し、市の施策や事業に関するアンケート調査を行い、その結果を公表している。
	市民意見提出手続(パブリックコメント制度)	市が基本的な計画等を立案する過程において、あらかじめその案を公表し、これに対して市民等から提出された意見を考慮して計画等の決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表している。
会議形式	付属機関・市政運営上の会合	市民や外部の有識者の意見を適切に市行政に反映するため、市民をはじめとした外部の方が、条例で設置する「付属機関」や要綱で設置する「市政運営上の会合」に参画している。

(2) 情報共有 「第21条(情報共有の仕組み)」

市民が市政に対して問題意識を持ち、意見や提案を行うためには、市と市民が市政に関する情報を共有することが不可欠である。

このため、北九州市は、情報公開制度の運用や広報活動など、多様な媒体や方法で情報提供を行っており、「地球の歩き方 北九州市の発行」や「ブラタモリ 北九州市編の放送」など、市内のみならず全国的に注目される取組みを行っている。

市民意識調査によれば、北九州市の情報発信の方法については、「より分かりやすく、情報を整理して発信してほしい」、「情報を入手しやすいように、色々な媒体・場所で発信してほしい」が多く、共に約4割となっている。

<情報共有の主な取組>

区分	取組内容	概要
情報公開	北九州市情報公開条例の運用	市が保有する情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を規定している。
	北九州市個人情報保護条例(令和5年4月以降は個人情報の保護に関する法律)の運用	個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を規定している。
広報活動	市政だより	市民に対して、市政の重要な施策や事業、身近な情報などを伝え、理解と協力を得るとともに、市民参画を推進することを目的に発行。令和3年度に、デジタル版にて自動レイアウト調節機能や電話番号タップ機能、施設名を押すと地図が表示する機能を追加した。
	市政テレビ・ラジオ、dボタン	市政に対する理解を深めるため、テレビ・ラジオを利用して、市の施策・事業のPRを実施している。
	市ホームページ	誰もが利用しやすく、役立つ・市の魅力が伝わるホームページを目指している。令和元年度以降、自動翻訳サービス、カテゴリー見直し、市公式 LINE との連携機能による新着情報の配信等を追加した。
	ソーシャルメディアを活用した情報発信	知って得する付加価値のある情報や、見どころ、イベント、グルメなど旬の魅力情報などを発信。令和6年度より、公式 SNS アカウントを、6つのカテゴリーに集約して統一感あるアイコンにリニューアルした。
	公式 LINE	生活に役立つ「基本メニュー」と災害時に役立つ「防災メニュー」を展開している。知りたい情報をトーク画面に打ち込むと自動返信される「キーワード応答」や、欲しい情報を受信設定できる「セグメント配信」などの機能で情報発信している。
	動画	本市の情報や魅力を国内外に発信するため、市公式 Youtube にて「Kitakyu Movie Channel」を開設している。令和6年3月に策定された北九州市基本構想・基本計画に掲げる重要な事業や市政トピックスなど、旬なネタをお届けする「KITAKYUSHU-SHI PRESS(愛称:すしプレス)」などを配信している。
	市政記者会等への市政情報の提供	記者会見、資料配付などにより、市政情報を市政記者会等に提供している。

(3) コミュニティ

「第26条(コミュニティの活動のあり方)」

「第27条(コミュニティへの支援等)」

コミュニティは、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するための基本となるものである。条例では、市民の主体的なコミュニティ活動への参加を通じて、市民が共に暮らす地域社会の維持形成に努めることとされている。また、北九州市は、コミュニティの自主性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がそれぞれの地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援することとしている。こうした趣旨を踏まえ、北九州市は、市民の主体的な行動や、コミュニティの活性化に繋がる様々な支援を行っている。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約8割となっているが、実際に地域活動の経験がある人の割合は、約半数程度となっている。参加しない理由としては、「地域団体のことがよくわからない」「地域活動する時間がない」が共に2割弱と一番多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体については「自治会・町内会」との回答が最も多く(66.9%)、実際に加入していると回答した人の割合は66.2%となっている。自治会・町内会に「加入していない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「加入しなくても日常生活に支障がない」(34.2%)「加入を勧められたことがない」(29.9%)、「住んでいるマンション等の集合住宅そのものが加入していない」(29.6%)の回答順となっている。

<コミュニティに係る主な取組>

取組内容	概要
区役所にコミュニティ支援課を設置	多様化、複雑化している地域課題の解決に向けて、地域のコミュニティ活動への積極的な支援や、市民と行政との連携・協働を推進するため、まちづくりに特化した担当部署として全ての区役所にコミュニティ支援課を設置した(平成23年度～)。
自治会・町内会の支援等	自治会の重要性等の理解促進のため、小学生授業用の冊子・DVDの配布、地域の取り組み紹介や加入申し込みが可能な「自治会・町内会ポータルサイト」の開設、マンション管理士を派遣する「マンションにおける自治会設立支援事業」などを実施。また、時代の変化に対応するため、「現役・子育て世代も活躍できる地域活動シンポジウム」を開催した。

地域総括補助金	住民主体の地域づくりを促進するため、これまで事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」を実施している。また、一定範囲の中で、事業間で補助金を融通できることができる制度を導入している。
NPO法人等への支援	市民活動や協働等に関する相談窓口として、市民活動サポートセンターを設置し、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行っている。住民主体のまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資する新たな活動を支援する「まちづくりステップアップ事業」や、NPO等が、専門性や先駆性を発揮して行う地域の課題解決につながる活動を支援する「NPO公益活動支援事業」などを実施している。

(4) その他市政運営

条例第5章(市政運営)では、「情報共有」及び、「市民参画」を基本とした公正かつ透明性の高い市政運営を確保するため、「計画的な行政運営(第15条)」、「法務(第16条)」、「財政運営(第17条)」、「行政評価(第18条)」に基づく市政運営について規定している。また、条例第7章(国、他の地方公共団体等との関係)では、国や福岡県、他の地方公共団体や、海外の政府・自治体等との関係について規定している。

主な取組は、以下のとおりである。

「第15条(計画的な行政運営)」については、時代の変化に対応しながら、北九州市が丸丸となって前に進んでいくために、「稼げるまち」「彩りあるまち」「安らぐまち」の3つの重点戦略を定め、まちづくりの方向性を示した北九州市新ビジョンを令和6年3月に策定している。また、この新ビジョンを実現するための分野別の計画である「北九州市産業振興未来戦略」「北九州市都市計画マスタープラン」などを策定している。

「第17条(財政運営)」については、未来への挑戦を続ける都市としての持続可能性を保ち、安心安定した生活環境を次世代に引き継ぐために行財政運営のあり方を変革するため、令和6年3月に「北九州市政変革推進プラン」を策定している。その取組みとしては、若者や子ども等への投資、産業基盤の強化・創出への投資、公共施設等の老朽化対策への持続可能なまちづくり投資等のために「次世代投資枠」を確保することを目標としている。また、財政状況をできるだけわかりやすく説明し、財政運営を理解していただくため、「わかりやすい北九州市の財政」を発行するとともに、市政だよりにおいて、予算・決算に関する特集などを掲載し、市民が市の財政情報に触れる機会の充実を図っている。

「第18条(行政評価)」については、基本構想・基本計画(新ビジョン)を着実に推進していくために導入している。事業の成果が当初設定した目標を達成しているかなどを検証し、その検証結果に基づき事業内容を見直し、次の事業計画等に反映させていく。

「第28条(国、他の地方公共団体等との関係)」については、北九州市の重点施策を推進していく上で、国及び福岡県に対して毎年提案活動を実施し、全国市長会や指定都市市長会として、政府等に対して要望活動や意見の発出などを行っている。

他都市との連携については、下関市と下北道路の建設促進や観光振興、南九州市との青少年健全育成などを進めている。

海外との交流としては、姉妹都市として、米国タコマ市・ノーフォーク市、韓国・仁川広域市、ベトナム・ハイフォン市、カンボジア・プノンペン都、友好都市として中国・大連市と文化・観光・食などの連携に努めている。

また、「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を設置し、市内に住む外国人のみなさんが日常生活で困りごとの相談や、情報提供などの協力を行っている。

4 評価等について

(1) 市民参画

北九州市は、市民に対して「市民のこえ」や「市民意見提出手続き(パブリックコメント)」など、多様な市民参画の機会を整備し、様々な方法で市民の意見等を聞いているが、市民意識調査によれば「市民参加の経験の有無」という設問に対して、「参加した経験はない」との回答が86.5%となっている。また、「市民の意見等が市政に反映されていないと感じる理由」という設問に対して、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」との回答が53.4%となっている。さらに、「どういった方法で市政に意見等を提出したいか」という設問に対して、「電話やFAX、電子メールでの意見提出」との回答が52.5%となっている。

こうした点を踏まえ、意見を募集する際などは、より多くの市民が意見を出せるよう広く周知するだけでなく、提供する情報の内容や伝え方を工夫する必要がある。

<見直しの方向性>

- 市民意見の募集に係る提供情報の内容や伝え方の工夫

(2) 情報共有

北九州市は紙媒体の市政だよりをはじめ、デジタル媒体の公式ホームページ、または X や Facebook、インスタグラムといった公式SNS、YouTube チャンネルや街中のモニターなどを活用した動画による広報、またテレビやラジオなどのマスメディア等様々な媒体を活用した広報活動に取り組んでいる。

提供する情報が膨大で多様化しているため、公式 LINE による市政情報の検索を強化していることは評価でき、今後は、利用実態などの分析を進め、利用者が必要な情報に容易に辿り着ける工夫をさらに凝らす必要がある。

また、関係人口を増やすため、市外の人向けに本市の情報や魅力に触れてもらえるよう SNS等を活用した戦略的な広報も重要である。

<見直しの方向性>

- 利用者が必要な情報に容易に辿り着ける情報共有の工夫
- 関係人口を増やすための SNS 等を活かした戦略的な広報

(3) コミュニティ

ア 市民センター

地域コミュニティの活動拠点となる市民センターについては、施設を利用するにあたり、有料の講座等は営利目的とみなされて使用が難しくなるなど、活用の幅が狭くなっている現状がある。市民センターにおいて魅力的な活動を増やし、コミュニティの場として活性化させるため、使用要件の見直し等を模索する必要がある。

また、市民センター館長は、市民センターの総括的な管理運営だけでなく、市民センター

における講座や各種事業の実施などを通じ、地域づくりや人づくりの支援を行う重要な役割を担っている。そのため、採用試験において、地域との繋ぎ役ができる多様な人材を登用することにより、地域における調整力の向上がさらに期待できると考える。

さらに、子どもが市民センターに気軽に立ち寄れるよう、ホールなどを子どもの遊び場として開放することを検討すべきと考える。

イ 自治会・町内会・地域コミュニティ

全国的な傾向ではあるが、自治会・町内会の加入率は年々低下傾向であり、本市では令和5年度に60.0%となっている。理由としては、単身世帯、共働き世帯の増加に伴い地域活動を行う時間がないことや、自治会・町内会が担う活動が多いことから負担に感じることなどがあげられる。可能な限り、自治会・町内会の負担を軽減し、活動しやすい体制づくりを支援することが求められる。

また、特に集合住宅などでは、自治会・町内会への加入方法などがわかりづらく、活動実態も見えてこないため、加入へのハードルが高くなっている状況がある。今後はこの情報不足を解消する方法を模索する必要があると考える。

ウ 企業・NPO法人等

北九州市は、市民の主体的なまちづくり活動への参加や、活動主体である地域のコミュニティの活性化を促進するため、各種補助金を可能な限り一本化し、自治会、社会福祉協議会、企業、NPO 法人等の様々な団体が参画するまちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」を実施するなど、様々な支援を行っている。

企業の地域貢献については、知名度の向上など企業側にもメリットがある。日中働いている現役世代にとっては企業の一員としての方が地域活動に参加しやすい場合もあると考えられるため、条例第9条の事業者の責務に則り、北九州を支える一員として企業が地域活動に参加しやすい仕組みづくりを今後検討していくことが重要であると考えられる。

また、NPO 活動の推進については、市民活動サポートセンターを設置して、NPO 法人の立上げや運営についての相談などの支援を行っている。NPO 法人は特定の社会的課題を解決するために活動しており、自治会等が抱える地域の課題と NPO 法人の課題が一致すれば、課題解決に向けて協働していくことができることから、地域において、NPO 法人が活動しやすい仕組みを構築することが重要である。

さらに、多様化・複雑化する地域課題をすべて行政だけで担うことは困難であり、市民や企業、NPO 法人など地域社会のたくさんの担い手と様々な場面で協働していくことが重要であるため、市はそれぞれの主体における協働意識の醸成や協働の仕組みづくりに取り組むことが求められる。

エ 今後のコミュニティのあり方

現在、自治会・まちづくり協議会・老人クラブ・社会福祉協議会などのまちづくり団体は各々独自の動きをしているが、少子高齢化等の中でその機能が十分に発揮できない状況が生じている。各団体間の連携のみならず団体の統廃合を含めて、検討していく事が求められる。各団体の主体性を尊重しながら連携強化や統廃合等に関する諸支援を条例第26条及び27条に従って期待したい。その中で市民センターの役割等を含めて本市のコミュニティの仕組みと行政との関係も見直していく必要があると考える。

最後に、地方自治法の改正等、さまざまな国の法制度の改正や支援の新設等が行われているので、本市としてもこれらの動向に注視し、地域の活性化に資する対応を期待したい。

<見直しの方向性>

- 市民センターの使用要件等の見直し
- 市民センター館長の多様な人材の登用
- 子どもの遊び場としての市民センターの開放
- 自治会・町内会活動の負担軽減
- 自治会・町内会の活動内容等の広報強化
- 企業が地域活動に参加しやすい仕組みづくり
- 地域とNPO法人との協働支援
- 行政内における協働意識の醸成や仕組みづくりの推進
- 地域諸団体の協力連携や統廃合の促進とそのための諸支援

5 まとめ

(1) 条例制定の評価

条例制定以降、北九州市では、条例の趣旨を踏まえ、上記のとおり、市民自治の確立に向け、情報共有や市民参画、コミュニティに対する支援など、条例第13条に規定する市長の役割及び責務を遵守しながら積極的な取組を進めており、一定の評価をしたい。

(2) 条例見直しの基本的な考え方

本条例は、北九州市における住民自治、市政運営の基本を定めていることから、条例で示されている理念を修正することにより、個々の課題が改善できる場合には、条例改正を行うことが必要であると考えます。

(3) 議論の総括

今回の議論においては、本委員会が、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価することであり、主に条例の規定に基づく北九州市の取組みを中心に議論してきた。

本委員会での議論を通じて、各委員が自治会・地域での活動が重要であるとの再認識しつつ、参画のための負担軽減や活動内容の発信などのさらなる仕掛けが必要であるとの意見が多かった。特に現役の若者世代が積極的に参加できるよう、仕事や子育てと両立しながら参加できる負担の軽減や市民センターでの活動を促す利用方法の見直しなどに取り組むことが必要である。

また、情報発信については、SNSなどの進展が著しく、幅広い世代が活用している現状を鑑み、今後も利用分析に基づき、効果的な発信を行っていくことが必要であると考えます。

他方で、条例の見直しについては、上記の基本的な考え方に基づくと、現時点においては、条例に示されている理念を修正する必要は認められないと考えます。

今後も、北九州市の多くの人たちが「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」という条例の基本理念に基づき、積極的に地域活動に参加し、より良い北九州市を作っていくことを期待したい。

資料

「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」委員名簿

氏名	所属・役職等
◎森 裕亮	青山学院大学法学部教授
○松永 裕己	北九州市立大学大学院マネジメント研究科教授
岡田 華絵	NPO 法人北九州子育て・親育ちインパクトセンター Bee
仁禮 智	公募委員
能美 育恵	北九州市商工会議所専門相談部長
浜 和枝	北九州市婦人会連絡協議会会長
福永 知紗	公募委員
松井 清記	北九州市自治会総連合会副会長

※◎は委員長、○は副委員長

北九州市自治基本条例(平成22年9月30日条例第30号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 市民(第6条—第9条)

第3章 議会(第10条—第12条)

第4章 市長等(第13条・第14条)

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則(第15条—第21条)

第2節 市政への市民参画(第22条—第25条)

第6章 コミュニティ(第26条・第27条)

第7章 国、他の地方公共団体等との関係(第28条)

第8章 条例の見直し(第29条)

付則

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈(いつく)しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎(いしずえ)となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担(にな)う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民

の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治(以下「市民自治」という。)の確立に寄与することを目的とする。

(条例の位置付け)

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等(法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。)を執行する場合も、同様とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若(も)しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若(も)しくは団体をいう。
- (2) 市長等 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

(基本理念)

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

- 2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち(すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。)を実現することを旨(むね)として行われなければならない。

(自治の基本原則)

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

- 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。
- 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
- 4 市民及び市は、自治を担(にな)う人材の育成に努めるものとする。
- 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自主性及び自立性を確保するものとする。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

- 2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。

(子どもの自治へのかかわり)

第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担(にな)うことができる。

- 2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

- 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者(市内で事業活動を行うものをいう。)は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会

(議会の基本的役割)

第10条 議会は、住民の代表機関として、市政上の重要な意思を決定する機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に努めるものとする。

(議会運営)

第11条 議会は、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映するものとする。

- 2 議会は、議会活動に関し市民に説明する責務を果たすため、開かれた議会運営を行うよう努める。

(議員の責務)

第12条 議員は、住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。

- 2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努める。
- 3 議員は、開かれた議会運営の実現に努める。

第4章 市長等

(市長等の役割及び責務)

第13条 市長は、住民の信託にこたえるために、市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営する。

- 2 市長は、市民自治を実現するために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政運営に適切に反映させるよう努める。
- 3 市長等は、その権限及び責任を自覚して、公正かつ誠実に職務を執行する。

(職員の役割及び責務)

第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。

- 2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供しよう努めるものとする。
- 3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(計画的な行政運営)

第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画（以下この条において「基本構想等」という。）に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。

- 2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。
- 3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。
- 4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとするよう、常に検討を加えるものとする。

(法務)

第16条 市は、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈及び運用並びに法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うとともに、訴訟に的確に対応する。

2 市は、条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとする。

(財政運営)

第17条 市は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努める。

2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第18条 市長は、施策及び事業の成果及び達成度について評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長は、前項の評価の結果を施策及び事業に適切に反映させるものとする。

(付属機関の委員等の選任)

第19条 市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員(以下この条において「委員等」という。)を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。

(苦情等へ対応するための仕組み)

第20条 市は、市民の権利利益を保護するため、市民が市から受けた不利益な取扱いについての苦情、不服等の適切かつ簡易迅速な処理又は解消を図るための仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報共有の仕組み)

第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。

3 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報に適切に取り扱う。

第2節 市政への市民参画

(市民参画の制度の整備)

第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

(パブリックコメント手続)

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(市民の意見及び提案)

第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。

(住民投票)

第25条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民(法人を除く。)の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。

第6章 コミュニティ

(コミュニティの活動のあり方)

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。

3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

(コミュニティへの支援等)

第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するも

のとする。

- 2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。
- 3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。

第7章 国、他の地方公共団体等との関係

第28条 市は、国及び福岡県と対等な立場で共通の目的である市民福祉の増進に向かって相互に協力するとともに、国及び福岡県に対して政策又は制度に関する意見の提出及び提案を積極的に行うものとする。

- 2 市は、他の地方公共団体と共通する課題について、当該地方公共団体と相互に連携及び協力をし、その解決に努めるものとする。
- 3 市は、本市の国際社会における役割を果たすため、アジア地域その他の地域の外国の政府、外国の地方公共団体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

第8章 条例の見直し

第29条 市は、市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。

- 2 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。